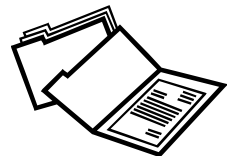


消防用設備等点検報告制度について



防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)は、消防法に基づいて設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告する事が義務付けられています。



* 消防法第17条の3の3(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)によるものです。その罰則に関しては・点検の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留・法人に対しても上記の罰金が科せられます。(両罰規定)

* 法令を遵守せず事故など起こしてしまった場合の社会的責任は重大な事となります。

実際の消防用設備等保守点検に関して



点検期間とその種類

- ☆機器点検☆
6ヶ月に1回設備の配置や状態を基準に従い、外観又は簡単な操作により確認をします。
- ☆総合点検☆
1年に1回設備の全部又は一部を基準に従い、作動させ、総合的な機能を確認をします。
【注:要するに1年に2回(機器点検と機器・総合点検)が必要点検回数となります。】

点検報告書

☆点検した結果を事実に基づき点検者が点検票に記入し消防用設備点検報告書を作成します。

消防署への報告期間

- ☆特定防火対象物 ☆・・・1年に1回報告
 - ☆非特定防火対象物 ☆・・・3年に1回報告
- 指定・非指定に関しては別表でご確認ください。

点検を実施する人

☆延べ面積1000㎡以上の建物及び地階又は3階以上の階に特定用途があり、かつ、階段が屋内1系統の建物以外は防火対象物の関係者で実施できますが、点検機材等の準備がなく、出来ないことがほとんどです。その為に私たち点検資格者・消防設備士が従事する消防設備業者が点検させて頂くのがほとんどでございます。

点検・報告の必要性

建物に設置してある消防用設備は平常時に使用する事が無い為、いざという時に

確実に作動し機能を発揮するかどうかを日頃から確認しておく事が重要です!!

この為、消防法では消防用設備等の定期的な点検と消防機関への報告が義務付けられているのです。

消防用設備の維持管理

防火対象物の関係者は不備事項などに対し迅速に改善(改善計画)を実施し設備を維持管理(常に設備の不具合がなく万全の状態にしておく事)していかなければなりません。

尚、弊社は定期点検の実施後、点検者より不備事項(交換時期にあるもの等)に関するご報告をさせて頂き、お客様の設備が万全に維持管理して頂けるようアドバイスをさせて頂きます。